

土 木 環 境 委 員 会 記 録
< 第 2 号 >

令和 6 年 第 1 回 沖 繩 県 議 会 (2 月 定 例 会)

令和 6 年 3 月 5 日 (火 曜 日)

沖 繩 県 議 会

土木環境委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 令和6年3月5日 火曜日
開 会 午前10時0分
散 会 午前11時15分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第32号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 2 乙第33号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

出席委員

委員長	呉	屋	宏
副委員長	下	地	康教
委員	仲	里	全孝
委員	座	波	一
委員	玉	城	健一郎
委員	瑞	慶	覧功
委員	新	垣	光栄
委員	崎	山	嗣幸
委員	島	袋	恵祐
委員	比	嘉	瑞己
委員	赤	嶺	昇

委員 照屋守之

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

土木建築部長	前川智宏
技術・建設業課長	森田敦
港湾課長	呉屋健一

○**呉屋宏委員長** ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

本日は、先議案件として要望のありました乙第32号議案及び乙第33号議案の審査及び採決を予定しております。

本日の説明員として、土木建築部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第32号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

前川智宏土木建築部長。

○**前川智宏土木建築部長** 本日は、スマートディスカッションに掲載されております資料1 議案説明資料土木環境委員会及び資料2の1から2の2により、御説明いたします。

ただいま表示同期しました資料1 議案説明資料土木環境委員会を御覧ください。

続きまして、1ページを表示同期します。

乙第32号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についてを御説明いたします。

本議案は、令和4年第6回沖縄県議会で乙第8号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるもので

あります。

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その10）の契約金額、13億6169万円を1億520万2円増額し、14億6689万2円に変更するものであります。

変更内容は、請負契約書第26条第6項に基づくインフレスライド協議等に伴い、増額するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○呉屋健一港湾課長 資料2の1により御説明します。

1 ページ目を御覧ください。

当該工事は、側面図及び平面図に赤色で示す箇所となっており、4車線中、人工島に向かって、右側2車線のP7橋脚からP10橋脚に柱頭部現場打ち桁を4基整備し、桁（セグメント）82個の製作を行う工事となっております。

2 ページ目を御覧ください。

変更理由の主な内容を御説明します。

請負契約書第26条第6項に基づくインフレスライド協議による増であります。

請負契約書第26条第6項には「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲発注者又は乙受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。」と定められています。

本工事においては、受注者より請負代金額の変更の請求があり、その協議内容が認められたことから、単価の見直しに伴い増額するものであります。

3 ページ目を御覧ください。

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その10）の令和5年6月時点の進捗状況の写真となっております。

4 ページ目を御覧ください。

提出議案の概要となっております。

今回の変更に伴う請負金額の増額は1億520万2円となっております。

以上で乙第32号議案の説明を終わります。

○前川智宏土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○呉屋宏委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第32号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 皆さん、おはようございます。

乙第32号議案について、若干質疑を行います。

今回の議案提出理由の中で、設計変更の一部変更に伴いとあります。これは主に先ほど説明のあった材料の高騰だとか、物価高騰についてが大きな要因になるのでしょうか。

○呉屋健一港湾課長 おっしゃるとおりで、資材等の高騰が要因となっております。

○仲里全孝委員 そこで確認させてください。

まず、物価高騰はどういった資材が、既存ではどのくらいあって今回の設計変更でどのくらい価格が上がったのか説明してもらえないですか。

○呉屋健一港湾課長 コンクリートについては、当初設計の単価である2万5200円から3万2500円——1立方メートル当たりの単価がこのように変動がありまして、その単価差が7300円というふうになっております。

○仲里全孝委員 今回の物価高騰の主な材料はコンクリートだけですか。

○呉屋健一港湾課長 今回、PC橋梁ということですので、PC鋼材とか鋼材を締めつけるものとか、あとは偏向管という特殊な管を曲げるような鋼材がありますが、その辺りが変わってくると。また、鉄筋とかそういった類いがもろもろ変わっています。

○仲里全孝委員 このもろもろですね、私いつも思うんですけど、審議をする

前にあらかたの説明資料を——トータルの金額が上がっているのは分かるのですが、どこがどういうふうに物価上昇したかというのは、説明資料をつけてもいいのではないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○呉屋健一 港湾課長 説明不足で申し訳ありませんでした。

以降、詳細の要因が分かるような資料にしたいと思います。

○仲里全孝委員 今回、金額が変更になりましたと。工期に変更はありますか。

○呉屋健一 港湾課長 工期に変更はございません。

○仲里全孝委員 1億520万2円。1億円も金額が増加しているのに、工期の変更がないのはどういった理由ですか。

○呉屋健一 港湾課長 主な要因としてのインフレスライドによる材料単価の増ということと、あと週休2日もございます。あとは数量の増です。その他もろもろの仮設材等のものが増えているということで、工事内容としては、工事は工期内で完了するというところでございまして、もろもろこのような要因から工期の変更はないということでございます。

○仲里全孝委員 課長、週休2日いろいろ言っていたのですが、その詳細、せめて委員会前にでも我々に説明するとか、あるいは添付するとか、そういうのはやはり審議の対象になりますから、それは今後見直してください。

あと1点確認させてください。

週休2日、もろもろ材料の高騰がありました。そのもろもろはインフレいろいろ説明がありましたけれども、これは設計変更に該当しますか。

○呉屋健一 港湾課長 設計変更該当すると。ただ設計の変更と言いましても積算するときの設計ということでございまして、構造的な設計——応力がどうのこうのということではございません。

○仲里全孝委員 私が確認したいのは、皆さんの理由としては設計の一部変更に伴いとありますよね。これは公に我々に提案しているんですよ。今もろもろ皆さんの説明、物価高騰いろいろありました。週休2日もありました。それは設計変更を伴うものですかということです。

○呉屋健一港湾課長 それは設計変更に伴うものです。

○仲里全孝委員 これ設計の図書云々、仕様の変更ではないですか。

○呉屋健一港湾課長 仕様は変更はしてございませんが、その内容を施工するに当たって、変更が生じてきているということでございます。

○呉屋宏委員長 休憩します。

(休憩中に、仲里委員から金額増での設計変更も含まれるか確認があった。)

○呉屋宏委員長 再開します。

呉屋健一港湾課長。

○呉屋健一港湾課長 含んでおります。

○仲里全孝委員 以上です。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

島袋恵祐委員。

○島袋恵祐委員 幾つか確認させてください。

今回インフレスライドでの契約変更ということですが、先ほど物価高騰という話もあったのですが、このインフレスライドで賃金等の変動に伴う価格水準全般ということもあるのですが、今回の議案は賃金に対しては変更があるのでしょうか。

○呉屋健一港湾課長 スライド対象となるものは、労務単価、材料単価——材料単価にも鋼材類とかありますけれども、あと機械、器具の損料等が対象となるということになっております。

○島袋恵祐委員 今回賃金が引き上がるとか、そういったものは対象となっていないという理解でいいですか。

○呉屋健一港湾課長 賃金の上昇に伴って労務単価も上昇しますので、それも含んでいるということになります。

○島袋恵祐委員 では確認なのですが、賃金に対しては今回の契約変更で当初のものと今回で幾ら引き上がっているのですか。

○呉屋健一港湾課長 失礼いたしました。

具体的に言いますと、普通作業員が設計当初で1日1人当たりの単価が2万580円から最終的には2万1000円になりまして、420円の増となっております。

○島袋恵祐委員 今物価高騰の中で資材とか高くなって、そういった変更というのは理解するのですが、それプラス労働者の皆さんの賃金とかそういったものも併せて見直すということもやらなければいけないと思うのですが、この420円の上げ幅というのは妥当だという理解なのですか。

○呉屋健一港湾課長 先ほど私が申し上げたのは、設計の労務単価でございます。もろもろの手当とかそういったものを含んで1日当たりに換算したもので、直接日当とかそういった1日当たりで支払われるものとは別となっておりますので、この単価は調査に基づいて設定された値なので、妥当かと言われれば、適切な調査に基づいて設定された値だということと言えます。

○島袋恵祐委員 私が確認したかったのは、説明の中で資材高騰とかの話があって、では労務単価の分はどうなのかということが確認したかったんですけども。このインフレライドという中で賃金等も含むということも書いてあるものですから、それもしっかりと今の情勢というかそういったものに合わせて協議をしていくということは大事なことだと思いますので、そういったことをちゃんとやってほしいということが要望としてあったので、質問をしました。
以上です。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 今回インフレライド協議ということで、このインフレライド協議というのはどういったときに協議を行うのかというのをお願いしま

す。

○呉屋健一港湾課長 これは受注者または発注者から相互に請求できることとなっておりまして。

○玉城健一郎委員 ということは、工事をしていく中でなかなか厳しいなとなってきたら、受注者だったり発注者お互いに調整をしながら行うということと理解しますけれども、今回上部工のその10の設計のときにインフレスライド協議というのを行ってはいますけれども、県道20号線の泡瀬工区の工事というのはこれまでもやってきたと思うのですが、インフレスライドって何回変更をしましたか。

もし出せなければ後からでもいいので。

○呉屋健一港湾課長 上部工その6のときにもインフレスライドを一度行っております。

○玉城健一郎委員 分かりました。ありがとうございます。

皆さん全員承知で、インフレの状況の中でこういった変更というのは致し方ないというところですし、労務費が上がるのもこれはいいことなので、それはいいと思います。

このインフレスライドの中で1億520万円ということで、人件費、労務費も上がっているということなので、次の案のところ週休2日を導入することによっての負担増というのがあると思うんですけど、今回の上部工のその10のところはそれは影響はないのですか。

○呉屋健一港湾課長 その10についても週休2日の取組による増額はございません。

○玉城健一郎委員 これは以前に変更したのではなく、今回入れたということですか。

○呉屋健一港湾課長 週休2日については、この工事はまだ設計前に計上しているものではなくて、精算変更するということに発注したものになっていきますので、今回変更をするということになります。

○玉城健一郎委員 分かりました。
以上です。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 お願いします。

今のインフレスライド制度ということですが、これは発注者、受注者双方から申入れができるということですが、今回はどちらからですか。

○呉屋健一港湾課長 受注者のほうから請求がございました。

○照屋守之委員 そのときに工期は変わらないということですが、この協議をしたりするときにそれは相当時間がかかると思うんですね。その工期との関係はどうなるのですか。

これは仕事をやりながら協議を進めるということですか。

○呉屋健一港湾課長 委員がおっしゃるとおり、請求をしてから協議を開始していますけれども、基準日を設けて、それから協議をしていくと。お互いに詰めながら、ここはこういうふうになっているねということを確認しながら、最終的には変更を持っていくということになります。

○照屋守之委員 当然この1億は——国の補助事業は国との協議もするわけでしょう。それもやった上ですか。

○呉屋健一港湾課長 これは当初の予算内で収まる執行になりますので、国との協議は特に要しておりません。

○照屋守之委員 これはこういう形でやりますということは、国の補助事業なので国に対してインフレスライドでこうこうと報告はしないのか。

○呉屋健一港湾課長 請負契約書に基づいてやっておりますので、特に国に調整ということはございません。

○照屋守之委員 これは土木建築部の今の事業は、ほかの事業も含めて全て今

はこういう形でインフレスライド制度を活用してほかの工事もやっているという理解でいいのですか。

○前川智宏土木建築部長 土木建築部におきましては、同一の契約約款を使用しておりますので、すべからくこの工事と同じように対象が出てきた場合にはインフレスライドの協議をしているということでございます。

○照屋守之委員 あまりこの事業のほかにそういうのは議案として出ていないけれども、県の事業はやっていないのか。

○前川智宏土木建築部長 インフレスライドを適用するには条件がございます、その条件に合った場合はインフレスライドの対象となるということございまして、対象とならない場合には協議にはならないということでございます。

○照屋守之委員 おかしいよ。だってこれは資材高騰、生コンは全部上がっているでしょう。鋼材も全部上がっているでしょう。ここの工事だけその対象にして、ほかの県事業は対象にしないというのは……。その基準がどうのこうのと言ったって、ほかの受注業社は理解できないのではないですか。我々としても理解できませんよ、こういうやり方は。

○森田敦技術・建設業課長 インフレスライドについては先ほど港湾課長からもありました契約書の26条の6項を適用することになっています。その中で残工事が幾らであるとか、残工事に対する請負額の増額分を変更するというようなことになっていますので、その辺を確認してから変更対象になる金額については変更するというようなことになっています。

○照屋守之委員 だから、ここの工事だけではなくて県発注工事は対象になるのでしょうか。残工事がどうのこうのと言わないで。

これは国からの補助をもらってやっている仕事です。請負業者、皆さん方は発注者も受注者どちらからも申請ができると言っているから、本来はほかの工事についても皆様方からこういうふうなものはこうですけどいかがですかということをやすべきではないのか。受注者はこれだけ資材が上がって、非常に厳しい状況にあるというのは分かっているでしょう。我々もいろいろ聞いています。そうすると受注者は言えない——請負という、彼らは皆様方から仕事をもらったということがあるから、なるべく今のもののでできるのであればできるよ

うにしようということなんだけど。これだけ上がっているからこうしたいああしたいと声を上げにくいというのもあるのではないですか。

こういうものはきちっとほかの事業についても検証してやってもらわないと……。

いいですか、これは国からの補助事業ですよ。国に対してこういうふうなことをやっていると言って訴えられたらどうするのですか。

○森田敦技術・建設業課長 先ほども少し申し上げましたが、スライドの対象工事としては残工期が2か月以上ある全ての工事、スライドの対象としては先ほども申し上げましたが労務単価、あと材料単価。スライド額の算定をまず行うのですが、先ほど少し申し上げましたが、請負代金から基準日における出来高分に相応する請負代金額を控除した額が当初請負金額の1%に相当する金額を控除して算出することというようなマニュアル等が国からございますので、それにのっかって今やっております。

○照屋守之委員 部長、とにかくこれはまずチェックしてみてください。いつから資材高騰が始まっていますか。残工事がどうのこうのと言わないで、そこはある程度ほかの工事の受注者の皆様方とも協議して、それは今の部分で収まるものについてはこれは致し方ないけれども。本来は求めたいけれども求めているというのが受注者でしょう。そこはぜひお願いします。検討してみてください。

この工事は270億ですよ。これだけの事業になると、発注は国際競争入札の対象なのですか。

○呉屋健一港湾課長 今数字の270億円というものは、橋梁の総事業費でございまして、発注するときの工事費そのものではなくて、今回発注したのは270億円のうち一部を発注しているということになります。

○照屋守之委員 これは13億から14億になる。この14億というのは国際競争の基準に入らないのか。幾らからですか。

○森田敦技術・建設業課長 WTOになると思うのですが、細かい数字は忘れたのですが22億ぐらいから、そういう国際入札になります。

○照屋守之委員 たしか識名トンネルはそうでしたよね。

○森田敦技術・建設業課長 そのとおりでございます。

○照屋守之委員 この国際競争の22億というのは、それぞれの市町村もそういう枠組みがあるのですか。国、県、市町村全部一緒ですか。

○森田敦技術・建設業課長 はっきり覚えていないのですが、国のほうは6億8000万だったか、市町村も県と同じだったと覚えておりますが、詳しいことはちょっと……。

○照屋守之委員 後で詳しく教えてくださいね。国と市町村。

それとこの東部海浜事業、変更して工期は変わらないということですけども、3月15日ですよ、これ今変更して工期は本当に変わらないのか。

今議会が承認しないとできないわけでしょう。今日は何日ですか。今からやる仕事もあるのではないですか。全部終わっているものを後で我々は今変更を認めるという話ですか。

○呉屋健一港湾課長 現場の物理的な作業はもうほぼ終了しております。

○照屋守之委員 ほぼ終了する前に議会に承認を出すのか。普通は前もって承認してこの工期で終わりますよということであれば分かるのだけれども。

全体の東部海浜事業、奥の人工島も含めて県民が使えるようになるのはいつ頃になりますか。それはある程度分かりますか。県民はこの事業はやっているのは分かるんだけど、これは一体全体いつから使えるのかということに非常に関心があるんですよ。

工程は国事業、県事業もあるというのはそれは分かるんだけど、一体全体これは向こうも含めていつから使えるのかということが非常に関心事ですけども、供用開始というのはどうなりますか。

○呉屋健一港湾課長 全面的な供用開始については今この場で明確な回答を申し上げるのは厳しいのですが、県分の埋立箇所については令和11年度に埋立てを完了する予定としております。

○照屋守之委員 以上です。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
座波一委員。

○座波一委員 この説明が非常に分かりにくくて、初めてのインフレスライド条項ですか、26条の6項に基づく協議だということ、初のケースで非常に分かりにくいですね。

先ほど、コンクリートの単価を説明して値上げの要因だと言っていたのに、26条の6項というのは賃金の部分ですよ。だからその後に賃金の説明をされて、一体何なのかというのも分かりにくい。これを見たら単品スライドの条項ではないのという話になってくるわけですよ。インフレスライドなのか単品スライドなのか、少し分かりにくい。何ですか、これ。

○呉屋健一港湾課長 スライドには単品スライドというものも確かにございます。単品スライドというものの対象となるものは、全ての資材を対象としておりまして、労務単価等は含まれておりません。

○座波一委員 さっきの説明はおかしいんじゃないのか。冒頭でコンクリートは2万5200円から3万2500円に上がりましたという説明から入ったでしょう。これどういうことか。

○呉屋健一港湾課長 インフレスライドには資材や労務単価も含まれるということになっておりまして、最初に申し上げましたのは、インフレで上昇するのは材料が上昇することが多いものですから、それに伴って当然人件費も増加しますけれども、分かりやすいということでコンクリートの単価を先に申し上げたものでありまして、材料及び労務単価も含まれているということでございます。

○座波一委員 コンクリートの単価に賃金も含まれているということか。労務単価。

○呉屋健一港湾課長 労務単価は労務単価として、先ほど申し上げた普通作業員の単価が上がっているということと、コンクリートの単価自体は製品でありますので、製品を製作するときに購入単価が上がっているということでございます。

○座波一委員 この増額の1億余りの金額がインフレスライドと材料費の単価の値上がりも含めて1億ですよという説明なら分かるよ。合わせての話でしょう、それは。説明ではそうになっていないじゃないか。

○呉屋健一港湾課長 変更の内容として、インフレスライドによる増額と週休2日の取組による増額とあと数量増等、資材等、快適トイレとか熱中症対策とかそういったものもろもろを含んで1億520万2円ということになっておりまして、主なものがインフレスライドということでございます。

○座波一委員 そういう説明が非常に分かりにくくなっています。

もう一つ腑に落ちないのは、1億円はこれは国と関係なく措置できるという範囲の予算を確保しているということですが、これはあらかじめ予測していたという話になってくるのか。これは協議があって初めてそういったものに応じられる話でしょう。受注者から協議の申出があるわけよね。そういったのは当初からもう予定していたということになるのか。1億円、対応可能と言っていたよね、予想分から。

○呉屋健一港湾課長 当初予算を組んだ段階からその分は含んでいると、ある程度予想はしてやっている。この工事については特に週休2日等については後に精算するという方式を取っていますので、当初の予算計上の中で、含まれているということです。

○座波一委員 週休2日の件はそれはあらかじめ聞いていましたよ。工事契約をしたあとに中途で見直しがあるという説明があった。それは理解できる。しかし、この単品スライド的な値上げについての部分も協議する申出があって初めて対応しているわけです。なのに、当初予算で賄える範囲だと、1億円というのが非常に矛盾を感じるわけよ。

○呉屋健一港湾課長 説明が不十分で申し訳ございません。当初計画をするときには入札残とかそういったものもありますので、数量減とかありますので、そういったものを充てているということでございます。

○座波一委員 当初からそこは確保されていたなんて言うからそうなるんだよ。土木建築部はそんな余裕のある予算の組み方ができるのか。そういうことでしょう。

○呉屋健一港湾課長 おっしゃるとおりです。

○座波一委員 そこはちゃんとスライドの問題はスライドの問題。予算はこうなっていますという丁寧な説明がないと我々は今後説明できないんです。

当初からありましたなんて言ったら、何ていうのか。ほかに回すべきものもたくさんあったでしょうと言われますよ。

そこは十分対応してやらないと同意しかねるような案件になってきますよ。以上です。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣光荣委員。

○新垣光荣委員 それでは、質疑をさせていただきます。

まずこの工事の予算構成割合、どういう予算がついていて県の単費は何割——金額ではなくて割合でいいですよ。

○呉屋健一港湾課長 社会資本整備総合交付金を使っておりまして、9割補助となっておりますので県負担は1割ということになります。

○新垣光荣委員 ありがとうございます。

社会資本整備総合交付金で9割が補助で、1割が県単ということですね。そうするとこの予算からすると、物価スライドの増額した分はこの交付金措置の9割を充てることができるのですか。

○呉屋健一港湾課長 今回の変更増額についても同じ割合で負担をいたします。

○新垣光荣委員 そうすると今この工事費の予算が相当抑えられている中で、物価スライドで予算が増えていくとなると、大変厳しい状況だと思うのですが、これが物価高騰による政府が行った予算措置と考えていいのでしょうか。今回、沖縄県はハード交付金の部分は交付金を決められていますよね。それで決められて追加で政府から物価高騰分の予算が工事だけではなくて、いろいろ予算措置されたと思うのですけれども、それに入っていると考えているのか。先ほど言った入札残から出したということで考えていいのか。

○呉屋健一港湾課長 この工事は令和4年度に発注しておりまして、4年、5年ということで続けてまいりました。令和4年度予算ということでありまして、今回のこの1億円余りの増額変更については、入札残等を充てているということでございます。

○新垣光栄委員 入札残を充てているということなのですが、万が一入札残とかがなくて、沖縄県の場合は、予算がきつきつになってきていますよね、特に経費がですね。そういった物価、工事だけではないと思うのですよ。いろんな部分で物価高騰も、福祉もあるし、学校関係もあるし、いろんなもので物価高騰による物価スライドの入札とかが行われていると思うんですよ。そういったときに予算が足りなくなったときに、入札残でやるのではなく、国からそういう物価高騰に対する予算措置というのが本来あるべきだと思うのですけれども、そういうのはあるのかどうか。

○呉屋健一港湾課長 工事を発注する際には、どのような変更が出てくるかというのは、ある程度は想定しながら発注していかないといけないということがございますので、発注のときにこの辺も考慮していく必要はあるだろうと考えております。

○新垣光栄委員 分かりました。

そういう厳しい予算の中でやりくりしていて今後ともまた請負業者等に負担がかからないように、対応していただきたいと思います。

ありがとうございます。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

下地康教委員。

○下地康教委員 お疲れさまです。

まずこのインフレスライドということですが、先ほど答弁では何件かあったという話ですが、これいつ頃何件あったのか、分かりますか。

○呉屋健一港湾課長 港湾課の事業ではインフレスライドをやったのは、先ほど申し上げましたとおり、この橋梁の上部工その6の1件になります。

○下地康教委員 今回2件目という理解でいいですか。

○呉屋健一港湾課長 そのとおりでございます。

○下地康教委員 それでこれまで施工した部分はそれに当たらないと。つまり、これから施工する部分に対してインフレスライド方式を適用してその契約額を上げるという理解でいいですか。

○呉屋健一港湾課長 インフレスライドの請求日がありますので、その請求日を基準日としまして、それから先の部分に対して——未施工の部分になりますけれども、その部分に対してスライドを適用して変更増が生じた場合には補正をしていくということになります。

○下地康教委員 つまり今まで施工した部分に関しては適用しないという大まかな理解でよろしいですか。

○呉屋健一港湾課長 おっしゃるとおりでございます。

○下地康教委員 それで今回の変更額が、1億円余りですね。これ当初の契約額と比較すると約7.2%ぐらい増額になるのかな。

○呉屋健一港湾課長 先ほど申し上げましたとおり、主な内容としてインフレスライドとか、週休2日というふうにございますけれども、インフレスライドの増額に対して内訳のこの1億520万2円に対しては40.1%ほどというふうになっております。

○下地康教委員 僕が質問しているのは、当初契約額と今回増額する契約額は何%上がっていますかという話ですね。

○呉屋健一港湾課長 当初契約に対する今回の増額の変更は、約8%というふうになります。

○下地康教委員 それでは再度質問しますが、要するに今から施工する部分が今回のインフレスライドに該当するという理解ですがけれども——そういう説明を受けたのですが、つまり今から施工する部分というのはおおよそ幾ら

で、その残された金額に対するスライドですよね。残された金額と今回上がる金額の比率というのは、どのくらいですか。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、下地委員から後ほど数字を報告するよう依頼があった。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

○下地康教委員 それと今回は工事請負契約約款にある内容で変更したということですがけれども、要するに受注者側がもうこの契約金額では施工が完了しないよという悲鳴に似たもので、発注者側に対して何とか工事費を上げてくれというのが実態だと私は思うのです。

それで私が言いたいのは、受注者側がどれくらいの積算で皆さん方に最初相談をしたのか。今増額の契約額が1億520万円というふうになっているのですがけれども、これは皆さん方と協議をするために、受注者側が積算した金額があるはずなんですね。その金額はどのくらいなのか公表できますか。

○呉屋健一港湾課長 受注者と請負代金の変更について、協議を交わしております。スライドの変更金額も調整をしておりますけれども、民間がはじき出した金額なので今この場で詳細の金額を申し上げることが、現時点で難しいので後ほどということによろしいでしょうか。

○下地康教委員 分かりました。

要は協議ということですから、民間が増額してほしいという金額と皆さん方がチェックをした金額とすり合わせて最終的に協議をした結果が、1億520万円だというふうな理解でよろしいですね。

その内容でいろいろ協議をしたと思うのですがけれども、先ほどもいろいろ答弁の中であったんですけども、増額の金額、これは社会資本整備総合交付金の全体のプールの中から、差引きをしながら入札残ということも考えながらやっていくということですがけれども、最終的にお金が足りないと全体の事業費の中で——この工事だけではなくて、そうなった場合にですよ。これ皆さん方どういう予算措置をするのか。要するに補正をかけてやるのか、そういったこともちゃんと説明してほしいんですよ。どうですか。

○呉屋健一港湾課長 委員、おっしゃるとおりですね。予算が足りなくなると当然発注ロットが億単位で大きいものですから、できる限り国への要請等、いろんなところで沖縄県の港湾協会に要請しながら、予算確保に努めているところでありまして、予算が決まった段階では、発注ロットを適切に考えながら執行をしているところでございます。

○下地康教委員 それとこの県道20号線の全体事業計画の完了はいつですか。要するに供用開始というのは、いつをめどにしていますか。

○呉屋健一港湾課長 橋梁については、令和8年度末を予定しております。ただ事業自体は、セグメントの桁製作ヤードがございまして、その撤去まで含めると、令和9年度ということになります。

○下地康教委員 私が質問しているのは、施設の供用開始がいつかという話です。

○呉屋宏委員長 令和8年度末を目指しております。

○下地康教委員 令和4年度、5年度の事業ということですが、これは基本的に契約は単年度というふうになりますが、これの債務負担は起こされているという理解でいいですか。

○呉屋宏委員長 この工事についても、令和4年、5年ということで債務負担を起こしております。

○下地康教委員 分かりました。
以上です。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第32号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第33号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についてを

議題といたします。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

前川智宏土木建築部長。

○前川智宏土木建築部長 続きまして、表示同期しました資料1の2ページを御覧ください。

乙第33号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についてを御説明いたします。

本議案は、令和4年第6回沖縄県議会で乙第9号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工P1-P6・北）の契約金額、9億8582万円を1億889万2300円増額し、10億9471万2300円に変更するものであります。

変更内容は、特記仕様書に基づく週休2日の取組による、間接工事費の補正等に伴い、増額するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○呉屋健一港湾課長 資料2の2により御説明します。

1ページ目を御覧ください。

当該工事は、側面図及び平面図に赤色で示す箇所となっており、4車線中、人工島に向かって、左側2車線の橋梁上部工約120メートルを整備する工事となっております。

2ページ目を御覧ください。

変更理由の主な内容を御説明します。

土木工事における週休2日試行工事の実施に伴う間接工事費等の増であります。

建設業界は将来の担い手確保が課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められております。このため県では、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日の普及に向けて、令和2年9月以降に発注した工事から週休2日試行工事を実施しております。

本工事においては、休日取得の実績及び今後の見込みにより、4週8休以上の達成状況が確認されたことから、間接工事費等の補正に伴い増額するものであります。

3 ページ目を御覧ください。

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工P1－P6・北）の令和5年6月時点の進捗状況の写真となっております。

4 ページ目を御覧ください。

提出議案の概要となっております。

今回の変更に伴う請負金額の増額は1億889万2300円となっております。

以上で乙第33号議案の説明を終わります。

○前川智宏土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○呉屋宏委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第33号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 こちらで出ている労務のことで少し確認ですけれども、土木工事における週休2日の工事ということで、これはいつから開始する予定ですか。もう開始されていますか。

○呉屋健一港湾課長 これはもう5年度からは事前に積算して、積算の中で計上していくということに方式が変わっていますので、現行ではもう既に適用しております。

○玉城健一郎委員 分かりました。

それで今回予算の部分で変更ということで、今回のこちらの部分は……。

○呉屋健一港湾課長 今回の工事は令和4年度発注になりますので、その当時までは特記仕様書に週休2日を試行する場合には、後ほど変更しますという特記の記載であったのですが、5年度からは前もって積算をしておくということで、最後の精算変更ということが生じないような形で発注をしております。

○玉城健一郎委員 分かりました。よく理解しました。

この週休2日のところと少しリンクするかどうか分からないのですが、建設業界の2024年問題で、今年の4月から残業の上限がかかってくると思うんです

よ。そういったものとかで公共工事、この工事も含めてですけれども、影響というのはどれぐらい出てきますか。

○呉屋健一港湾課長 影響がどれだけかというのは定量的に示すことは難しいのですが、影響が出るというのはあります。ただ、この週休2日によって、働き方改革ということできちんと休みを取れるような発注の仕方をやっていくと。また、工期についても適正な工期を取ると。工期の前に余裕期間というのを設けていくということから、極力残業が発生しないような方向で今進めているところでございます。

○玉城健一郎委員 分かりました。

県としては、残業がないよう、工期を長くしたりとか、そういった中で発注をしているから、こういった4月からのものに対しての影響というのはあまり出てこないという考え方でいいですか。

○呉屋健一港湾課長 委員おっしゃるとおり、そのような考えもございまして、また工事の平準化ということでゼロ県債を活用して、早めに発注をして、工事期間がダブらないようにするとか、そういったこともいろいろ試行しております。

○玉城健一郎委員 ちなみに土木建築部として、こういった2024年問題とかで今後の発注に非常に影響が出てくると思うのですが、土木建築部として、業界と意見交換は行っていますか。

○前川智宏土木建築部長 2024年問題に対します建設業界の心配と言いましょいか、そういったところは非常に大きいものがございまして。私どもとしましては、建設業協会などと意見交換を繰り返しながら、この問題をどうクリアしていくのかというところで、先ほど課長が説明したような内容、取組、またその途中においてもその効果を検証するような業界とも意見を密に交換しながら取り組んでいきたいと考えております。

○玉城健一郎委員 ぜひよろしくをお願いします。

人手不足とかもあって、なかなか厳しい状況にあると思います。その中で土木建築部としても、県としても賃金が上がるような宣言をやったりとか、あとは費用というものをちゃんと適正額にするような宣言とかも行っているの

で、そういったもので補填しながら、働きやすい環境と2024年問題に対する対応をよろしくお願いします。

以上です。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 この週休2日試行工事の実施ということで、工事請負というのは、工期と期間と金額も含めてそういうものを定めて工事を発注する。この週休2日というのは、その中でそれぞれの企業がやることですよね。あえてこういう週休2日のものをこういう建築に入れて、そういう増額をするということがよく理解できないんですけどね。

普通、一般の企業でも週休2日、一日中オープンしている会社でも、それは週休2日で、中でシフトを組んでやるわけでしょう。建設業であえてそういうふうにするというのが、あまり理解できないんですけども、これ説明してもらえませんか。

○森田敦技術・建設業課長 答えします。

工事の基になる積算というのがございます。それは標準積算基準書を用いて積算して、予定価格を決定するというような感じになります。今の標準歩掛の中の諸経費の中に週休2日を考慮していない部分もありますので、そのために補正をしたり、あと労務費についても、その辺を見込んでいないところがありますので、そのために今回補正をして、その週休2日をやった分を補うというのか、それに見合う価格にするというようなことで、この補正等はやっております。

○照屋守之委員 週休2日でやるやらないというのは、これ企業が若手技術者の確保とか、いろんな課題が——労働環境改善ということは、仕事をする側がシフトを組んで週休2日をすればいいことですよね。これは現場を確実に週に2日は止めるという、そういう意図があるのですか。現場を確実に止めなさいということですか。職員の週休2日ということではなくて、現場を完全に週に2日は止めなさいという仕組みですか。

○森田敦技術・建設業課長 現在は4週8休以上となっていて、全体で28.5%以上休むと4週8休以上、週休2日になります。

今県のほうでは、工期全体の中で休んだ日数が28.5%以上になれば、4週8休はできたというような取扱いを今しております。

失礼しました。

現場は止めます。通常の管理に関してはやっていますけれど、工事は基本やらないということになっております。

○照屋守之委員 現場を完全に止めるということは、現場には自然状況によっていろいろなものも発生しますから、完全に週に2日止めるというのは、その分十分に工期も取っているのかという問題も出てくるんだけど、そういう週休2日は職員が、その会社が週休2日をきちっと取ればいいことでしょう。何であえて現場を止める必要があるのですか。これは工期との関係もあるから、皆さん方がそう言ったって、現場は自然環境とか、いろいろなものが出てくるから、実際止まりにくいのではないですか。だって、そこの企業、会社のそういう工程とか、いろいろなものに合わせる、いろんな自然環境とかにも合わせていくということだから、それを強制的に止めるやり方というのは……。

○森田敦技術・建設業課長 先ほども少し申しましたが、建設現場での現場と事務所における一切の作業を行わないということで、ただし、コンクリートの養生であるとか、品質加工の最低限の作業、あと第三者災害防止作業や安全パトロール、あと交通誘導警備、その他の監督員が必要と認めた作業等については行ってもいいことになっております。

○照屋守之委員 今のこの議案、先ほどの議案にも全く同じようなものを適用しないといけないのではないか。あれは資材の値段が上がってどうのこうのということだけれど、向こうの現場もこれでしょう。これも加味しないといけないから、この金額は先ほどのものはもっと上がるのではないか。また逆もあるのではないですか、こちらも。資材高騰分はこちらも加味しないといけないのではないか。

○呉屋健一港湾課長 先ほどの上部工その10ですが、その主な内容として、先ほど申し上げましたけれども、インフレスライドによる増額と週休2日の取組による増額、その他数量増というふうになっておりまして、週休2日についても、その10のほうにも入っているということでございます。

○照屋守之委員 いや、おかしいですよ、だから。絶対おかしいですよ。これ

率も1.05%って、今の週休2日のほうにも入っていますよ。そうしたらその分向こうのほうにも上乘せしないといけないのではないか。こちらは逆に資材高騰分のものも入れないといけないのではないですか。これ、協議する側とどうやって協議するのですか。では、先ほどの議案は週休2日対象にならないのですか。

○呉屋健一港湾課長 その10についても、週休2日の取組による増額変更は行っております。

○照屋守之委員 だから、何で両方同じようにしないのということですよ。こちらも週休2日やる、両方同じようにしないと、ここはこれで1億円、こちらはこちらで1億円って。全く違った、それを同じ工区で、同じくやっているのでしょうか。これどう考えてもおかしいですよ。

○呉屋健一港湾課長 その10の変更の主な内容として、まずインフレスライドによるものがあります。次に、週休2日の取組による増額がありまして、その他もろもろの数量増があると。

もう一つ、今の議案ですね、P1、P6の北のほうについては、週休2日の取組による増額が主になっておりまして、あとクレーン関係の変更増、その他の数量の増があるということでありまして、週休2日は両方に入っているということでございます。

○照屋守之委員 締めますけれど、これ認めないということではないですよ。当然こういう形でやっているから認めますよ。これに異論はありませんよ。

ただ、前の工事とこちらの工事、何で同じ増額なのに、一方がスライド、一方は週休2日に分けるのかということなんですよ。おかしいでしょうということなんですよ。だから、これを1つにして、金額が一緒だったら、それはそれでいいさ。2つにしたら、もっと増えるんだったら、もっと増やす。こちら側も資材高騰分もあるでしょう。それを加味するということをしっかりやってくださいね。それだけ要望して終わります。

以上です。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第33号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

議案に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の順序等について協議)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

乙第32号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について及び乙第33号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についての2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第32号議案及び乙第33号議案の2件は可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

次回は、3月8日金曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 吳 屋 宏